

令和 8 年 1 月 6 日

## 八丈町におけるアスベスト大気濃度調査の結果について（第 3 回）

令和 7 年台風第 22 号及び第 23 号に伴う災害への対応の一環として、アスベストを含む粉じんのばく露防止のため、アスベスト大気濃度調査を実施しましたので、その結果をお知らせします。

### 1 実施日

令和 7 年 12 月 23 日（火）から令和 7 年 12 月 24 日（水）まで

### 2 調査地点

八丈町内 4 地点、各 2 箇所

### 3 調査方法

試料の採取及び分析は「アスベストモニタリングマニュアル（第 4.2 版）」（令和 4 年 3 月 環境省水・大気環境局大気環境課）に基づき実施

### 4 調査結果

調査を実施したすべての地点で、総纖維数濃度は 1 本／L 以下であり、アスベスト大気濃度は通常の一般大気環境とほぼ変わりませんでした。

| 調査地点                       | 試料採取日     | 測定箇所 No. | 総纖維数濃度（本／L） |
|----------------------------|-----------|----------|-------------|
| 南原スポーツ公園<br>災害廃棄物仮置場<br>第一 | 12 月 23 日 | No. 1    | 0.11 未満     |
|                            |           | No. 2    | 0.11 未満     |
| 南原スポーツ公園<br>災害廃棄物仮置場<br>第二 | 12 月 23 日 | No. 1    | 0.11 未満     |
|                            |           | No. 2    | 0.11 未満     |
| 富士中学校                      | 12 月 24 日 | No. 1    | 0.11 未満     |
|                            |           | No. 2    | 0.11 未満     |
| 三根小学校                      | 12 月 24 日 | No. 1    | 0.11 未満     |
|                            |           | No. 2    | 0.11 未満     |

※マニュアルでは、まず、アスベスト以外の纖維も含む総纖維数濃度を求め、総纖維数濃度が 1 本／L（大気 1 リットルあたり 1 本）を超えた試料について、纖維の同定（アスベスト纖維濃度の測定）を行うこととなっています。今回の調査では 1 本／L を超える箇所は確認されませんでしたので、纖維の同定は行っていません。

<参考>

○東京都内的一般大気環境中のアスベストモニタリング結果

表 都内一般環境中の総纖維数濃度（本／L）

|        | 江東区新砂1丁目 | 新宿区百人町3丁目 | 多摩市愛宕1丁目 |
|--------|----------|-----------|----------|
| 平成22年度 | 0.52     | 0.52      | 0.55     |
| 平成23年度 | 0.30     | 0.30      | 0.23     |
| 平成24年度 | 0.28     | 0.30      | 0.22     |
| 平成25年度 | 0.14     | 0.11      | 0.10     |
| 平成26年度 | 0.37     | 0.33      | 0.24     |
| 平成27年度 | 0.09     | 0.08      | 0.09     |
| 平成28年度 | 0.82     | 0.67      | 0.61     |
| 平成29年度 | 0.09     | 0.12      | 0.10     |
| 平成30年度 | 0.08     | 0.08      | 0.07     |
| 令和元年度  | 0.09     | 0.09      | 0.10     |
| 令和2年度  | 0.08     | 0.08      | 0.08     |
| 令和3年度  | 0.08     | 0.10      | 0.08     |
| 令和4年度  | 0.06     | 0.09      | 0.07     |
| 令和5年度  | 0.09     | 0.07      | 0.06     |
| 令和6年度  | 0.08     | 0.09      | 0.08     |

※地点ごとに、毎月1回行った測定結果の幾何平均

○大気濃度の目安

国内では一般大気環境におけるアスベスト濃度の基準は定められていません。

なお、大気汚染防止法では、アスベストを取り扱う工場・作業場（特定粉じん発生施設）の敷地境界基準として、大気中のアスベスト濃度が、大気1リットル当たり10本と規定されています。

[問合せ先]

東京都 環境局 環境改善部 大気保全課

電話 03-5388-3493